

岩手県告示第476号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について同条例第10条第1項の規定により述べた意見について、同条第4項の規定により、次のとおり当該意見についての見解及びその理由の報告があった。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ランデック都市開発
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）水沢区田小路商業施設 奥州市水沢区字田小路54番ほか
- 3 意見の概要 車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な来店経路を設定するなど周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。
- 4 当該意見についての見解及びその理由の概要 当該施設設置により周辺道路における交通への影響が想定されるため、南西側交差点への右折矢印信号の設置、国道からの入口への右折ポケットの設置、各出入口への交通誘導員の配置などの対策を講じる。
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年7月10日から同年8月10日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場